

警察庁審議室の設置に関する訓令

〔昭和33年4月10日
警察庁訓令第10号〕

最終改正 平成30年3月30日 警察庁訓令第3号

(設置)

第1条 警察庁に、審議室を置く。

(任務)

第2条 審議室においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 長官官房および各局にわたる重要事項で総合企画または総合調整を適當とするもの
- (2) 警察庁で立案する法令案、規則案、規程案、告示案または訓令案のうち重要なもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、警察運営に関する重要事項で警察庁長官が特に命ずるもの

(組織)

第3条 審議室は、審議室長、審議室長代理及び委員若干人をもつて組織する。

(審議室長等)

第4条 審議室長は、長官官房長をもつて充てる。

- 2 審議室長は、審議室の事務を總理する。
- 3 審議室長代理は、長官官房総括審議官をもつて充てる。
- 4 審議室長代理は、審議室長を補佐し、審議室長の命を受けて、審議室の議事を整理する。
- 5 審議室長に事故がある場合には、審議室長代理又はあらかじめ審議室長の指名する委員がその事務を行う。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 長官官房政策立案総括審議官
- (2) 長官官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
- (3) 長官官房審議官

- (4) 長官官房技術審議官
- (5) 長官官房参事官のうち、警察庁長官が指名する者
- (6) 長官官房首席監察官
- (7) 長官官房総務課長
- (8) 長官官房人事課長
- (9) 長官官房会計課長
- (10) 生活安全局生活安全企画課長
- (11) 刑事局刑事企画課長
- (12) 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
- (13) 交通局交通企画課長
- (14) 警備局警備企画課長
- (15) 警備局外事情報部外事課長
- (16) 情報通信局情報通信企画課長
- (17) 前各号に掲げる者のほか、警察庁長官が指名する者

(会議)

第6条 長官官房長及び各局長は、第2条各号に掲げる事項については、審議室の審議を求めるものとする。

2 審議の行われる事項に關係のある職員は、当該審議に際し、これに加わることができるものとする。

3 審議室長は、必要があると認めるときは、審議室長代理並びに前条第1号から第9号まで及び第17号に掲げる委員をもつて構成する審議室の会議を招集することができる。

(長官官房総括審議官及び長官官房長の決裁の特例)

第6条の2 審議室において審議された事項については、審議室における決定をもって、長官官房総括審議官及び長官官房長の決裁に代えることとする。

(法令審議委員)

第7条 審議室に、第2条各号に掲げる事項に関し長期的な又は専門的な検討を行わせるため、法令審議委員を置く。

(幹事及び庶務)

第8条 審議室に、幹事1人を置き、長官官房総務課長をもつて充てる。

2 審議室に関する庶務は、長官官房総務課において処理する。

(運営)

第9条 この訓令に定めるもののほか、審議室の運営に関し必要な事項は、審議室長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和33年4月10日から施行する。

(訓令の廃止)

2 警察庁法令審査委員の設置に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第9号）は、廃止する。